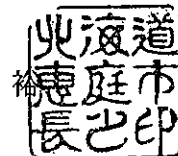


恵庭市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 1 月 1 0 日

恵庭市長 原 田



恵庭市規則第 2 号

恵庭市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

恵庭市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則（平成 2 8 年規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

現行

第 1 条～第 16 条（略）

附 則

1（略）

（市民スキー場の使用料の減免の特例）

2 令和 4 年 12 月 26 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間における市民スキー場の使用料のうち次の表に掲げるものの使用料については、第 9 条第 1 項及び第 2 項第 5 号の規定にかかわらず、条例別表(5)市民スキー場に掲げる区分のほか、次の表に掲げる区分に応じ減免するものとする。

区分	対象者	使用料
(略)		

別表 1(第 2 条関係)

施設名	使用期間	使用時間	使用に供さない日
(略)			
恵庭水泳プール	6 月中旬から 8 月下旬	午後 3 時 30 分から	8 月 14 日から同月

改正案

第 1 条～第 16 条（略）

附 則

1（略）

（市民スキー場の使用料の減免の特例）

2 令和 7 年 1 月 11 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間における市民スキー場の使用料のうち次の表に掲げるものの使用料については、第 9 条第 1 項及び第 2 項第 5 号の規定にかかわらず、条例別表(5)市民スキー場に掲げる区分のほか、次の表に掲げる区分に応じ減免するものとする。

券種	券種の対象者	使用料
(略)		

別表 1(第 2 条関係)

施設名	使用期間	使用時間	使用に供さない日
(略)			
恵庭水泳プール	6 月中旬から 8 月下旬	午後 3 時 30 分から	8 月 14 日から同月

現行				改正案			
島松水泳プ ール	まで	午後 5 時 30 分まで	15 日ま で	島松水泳プ ール	まで	午後 5 時 30 分まで	15 日ま で
柏水泳プー ール		(恵み野旭 水泳プー ールについ		和光水泳プ ール		(恵み野水 泳プール について	
東恵庭水泳 プール		ては、夏休 み 期 間 中		若草水泳プ ール		は、夏休み 期間中は、	
和光水泳プ ール		は、午後 8 時まで)		恵み野水泳 プール		午後 8 時ま で)	
若草水泳プ ール		ただし、土 曜日、日曜				ただし、土 曜日、日曜	
恵み野水泳 プール		日、祝日及 び夏休み				日、祝日及 び夏休み	
恵み野旭水 泳プール		期間は、午 前 10 時か ら午後 5 時 まで				期間は、午 前 10 時か ら午後 5 時 まで	
(略)				(略)			
注 1・注 2 (略)				注 1・注 2 (略)			
別表 2 (略)				別表 2 (略)			

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。